

条例に最低限盛り込むべき項目

- 1 総則規定（目的規定・趣旨規定） 「……を目的として定める」
*「委託することができる」規定が必要な場合はここで明記する
- 2 定義規定（学童保育の定義） 「学童保育とは」
※保育内容はこの項にもりこむ、あるいは別項目たてることが可能※
- 3 設置規定（施設名、場所、位置） 「……を設置する」（設置主体は市町村）
（「責務規定」は、市町村以外の責務についてが一般的）
- 4 内容規定（実体規定）
 - ① 対象児童、入所要件
（保護者の理由、子どもの対象、障害のある子などについて定める）
 - ・保護者の理由には、就労以外の理由も
 - ・子どもの対象は、住民で6年生まで
 - ・障害のある子どもも対象を明記
 - ② 規模・定員
 - ③ 開設日・休所日
 - ④ 開設時間・保育時間
 - ⑤ 施設・設備 …… 施設の広さ、設備
 - ⑥ 職員（指導員） ……資格、配置基準（常勤体制、障害児加配含む）、勤務時間
 - ⑦ 保育料、減免措置
 - ⑧ 退所・休所の手続き
- 5 委任規定
・詳細は規則で別途定める。 *規則は、議会審議事項ではなく長が決める法規
- 6 附則
規則は、条例で定めた内容の詳細を規定
・施行日など

「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」のなかで、条例に盛り込む基準とは

- ・市町村の責務
- ・対象児童、入所要件
- ・規模・定員
- ・開設日・休所日
- ・開設時間・保育時間
- ・施設・設備……施設の広さ、設備
- ・指導員……資格、配置基準、勤務体制、勤務時間
- ・保育料の減免措置（保育料をとる場合は減免措置が必須）